

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 4月17日	第249号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	発行所	名古屋市役所 電話 [052] 972-2246
	編集兼 発行人	名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目	次	ページ
告 示		
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第202号)	2
○ 公金の収納に関する事務の委託	(経済・産業企画課) (第203号)	4
○ 名古屋市瑞穂公園ラグビー場及びラグビー練習場の臨時休場 について	(ス市・スポーツ施設課) (第204号)	5
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第205号)	6
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及 び支出の報告書の要旨の一部訂正について	(第 2号)	9
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第11号)	12
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	13
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	16
○ 土地利用計画の見直し素案(用途地域等)に関する公聴会に 係る公告	(住都・都市計画課)	17

名古屋市告示第 202 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 4 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 定期検査を行う区域
南区及び天白区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

- (1) 南区

検 査 日	検 査 場 所
5 月 13 日（月）	新郊中学校（東通用門：特別活動室）
5 月 17 日（金）	千鳥小学校（西門：体育館）
5 月 23 日（木）	宝南小学校（通用門：特別活動室）
5 月 28 日（火）	道徳小学校（正門：体育館下）

- (2) 天白区

検 査 日	検 査 場 所
-------	---------

6月11日（火）	原コミュニティセンター（大ホール）
6月21日（金）	天白学校体育センター（会議室）
6月26日（水）	八事東コミュニティセンター（第2会議室）
7月5日（金）	天白スポーツセンター（エントランスホール）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 203 号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市中区栄二丁目 2 番23号
アーク白川公園ビルディング 8 階
株式会社スリール
代表取締役 加藤 勇人
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 6 年 4 月 1 日

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 204号

名古屋市瑞穂公園ラグビー場及びラグビー練習場の臨時休場について

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第75号）第 2条第 2項の規定に基づき、名古屋市瑞穂公園のラグビー場を令和 6年 5月13日から令和 7年11月30日まで（令和 6年 5月18日から令和 6年 5月20日までを除く。）、ラグビー練習場を令和 6年 9月 2日から令和 7年11月29日まで臨時休場します。

令和 6年 4月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

名古屋市告示第205号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年4月10日

名古屋市長 河村 たかし

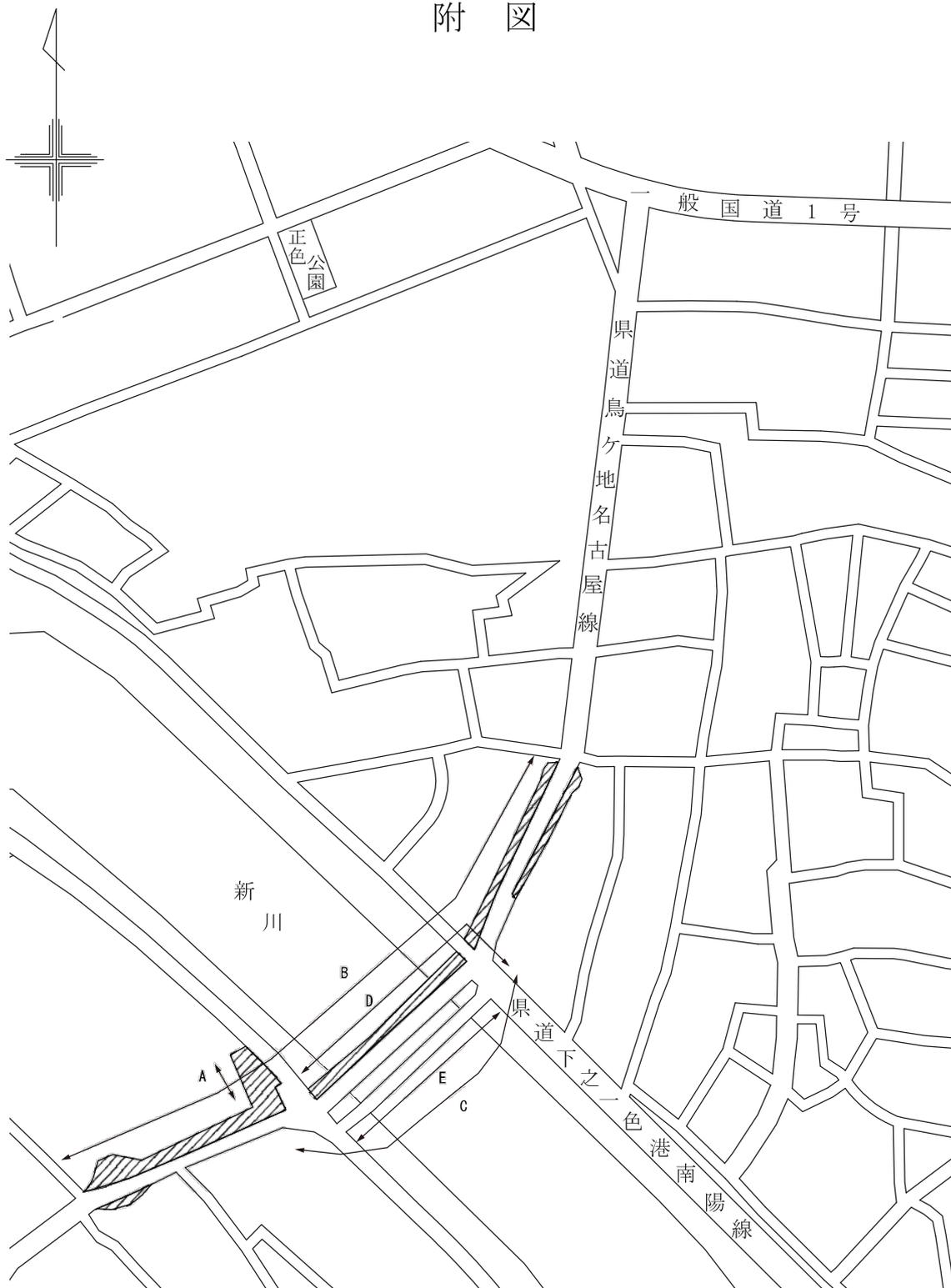
道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	名古屋中環状線	名古屋市港区船頭場一丁目118番地先から	前	0.029	6.40 ～ 15.65	附 図
			名古屋市港区船頭場一丁目123番の1地先まで	後	0.029	15.06 ～ 30.50	
	B	鳥ヶ地新田名古屋線	名古屋市港区船頭場一丁目136番地先から	前	0.393	3.85 ～ 42.50	
	C				0.181	8.00 ～ 29.00	
	B			後	0.393	5.60 ～ 42.50	
	C				0.181	8.00 ～ 29.00	
		名古屋市中川区下之一色町字中ノ切57番の2地先まで					

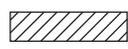
D	下之一色港南陽線	名古屋市中川区下之一色町 字中ノ切53番地先から	前	0.151	5.07 ～ 7.50
E				0.137	5.07 ～ 15.00
D		名古屋市港区船頭場一丁目 119番地先まで	後	0.151	5.07 ～ 20.50
E				0.137	5.07 ～ 15.00

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

 区域変更により道路の区域とする部分


名古屋市選挙管理委員会告示第2号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の一部訂正について

令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、公職の候補者、候補者2名の各出納責任者から訂正の報告があったので、令和5年名古屋市選挙管理委員会告示第19号（名古屋市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について）の一部を次のように訂正する。

令和6年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤倫子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の候補者岡田幸子の第1回報告分収入中「326,373円」を「389,161円」に、「75,878円」を「13,090円」に訂正し、候補者石原愛子の第1回報告分収入中「442,058円」を「422,458円」に訂正する。

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 名古屋市議会議員一般選挙（北区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,744,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡田 幸子	所属党派	日本共産党	令和 5 年 3 月 18 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	矢崎 アサエ			令和 5 年 4 月 8 日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 0 円
日本共産党名古屋東北西 政党 389,161 円	家 屋 費 15,000 円
中地区委員会	(選挙事務所費 15,000 円)
日本共産党愛知県委員会 政党 13,090 円	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 26,448 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 788,260 円
	広 告 費 124,048 円
	文 具 費 3,341 円
	食 料 費 0 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 18,934 円
その他の寄附 0 件 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 402,251 円	今 回 計 976,031 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 402,251 円	総 計 976,031 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	511,940 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 名古屋市議会議員一般選挙（中区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,519,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石原 愛子	所属党派	日本共産党	令和 5 年 3 月 28 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	斉藤 直美			令和 5 年 4 月 9 日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 57,000 円
日本共産党名古屋東北西 中地区委員会 政党 422,458 円	家 屋 費 50,000 円
	(選挙事務所費 50,000 円)
	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 10,934 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 703,780 円
	広 告 費 49,523 円
	文 具 費 2,981 円
	食 料 費 0 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 27,640 円
その他の寄附 0 件 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 422,458 円	今 回 計 901,858 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 422,458 円	総 計 901,858 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	417,560 円

報告書受理年月日	令和5年4月20日	第1回報告分
----------	-----------	--------

名古屋市教育委員会告示第11号

教育委員会定例会の開催について

令和6年4月18日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年4月12日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 報告

教育長職務代理者の指名について

教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの中間報告について

2 議事

請願審査について

令和7年度使用教科用図書採択基本方針について

名古屋市指定有形文化財の指定について

3 協議題

令和7年度使用教科用図書採択の流れについて

名古屋市文化財保存活用地域計画の名古屋市案の提出について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月12日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
平面駐車場	480台	429台
建物内駐車場（3階）	362台	353台
建物内駐車場（屋上）	414台	400台
西側B駐車場	71台	—
西側C駐車場	57台	—
西側D駐車場	42台	—
西側E駐車場	30台	—
西側F駐車場	39台	—
計	1,495台 (従業員用駐車場 150台を含む。)	1,182台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後

西側 B 駐車場	午前 8時30分から 午後10時00分まで	—
西側 C 駐車場		
西側 D 駐車場		
西側 E 駐車場		
西側 F 駐車場		
その他駐車場	午前 6時30分から 午後12時00分まで	変更なし

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	9箇所	3箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年11月29日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 6年 3月28日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 4月12日から同年 8月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6 年 8 月 13 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月12日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ千代田店
名古屋市中区千代田四丁目1301番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,562平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和6年4月1日
- 5 廃止する理由
店舗取り壊しのため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条の規定に基づき、土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会を次のように開催します。

令和 6年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時

令和 6年 5月25日 午後 1時30分開始

(2) 開催場所

名古屋都市センター 11階ホール

名古屋市中区金山町一丁目 1番 1号 金山南ビル内

2 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画用途地域

名古屋都市計画特別用途地区

名古屋都市計画高度地区

名古屋都市計画特定用途誘導地区

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

名古屋都市計画風致地区

名古屋都市計画緑化地域

名古屋都市計画区域区分

3 都市計画の案の概要の縦覧期間及び時間並びに場所

(1) 縦覧期間

令和 6年 4月12日（金）から令和 6年 4月26日（金）まで（日曜日、土

曜日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市役所住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 公述の手続等

(1) 公述申立書

本市の住民及び利害関係人で、当該都市計画の案に関して意見を述べようとする人は、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を、案の概要の縦覧期間満了の日までに、名古屋市長（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課）に提出してください。

なお、郵送等によりこの書面を提出する場合は、同日までに必着とします。

(2) 公述人の決定方法

公聴会において意見を述べることができる人は、公述申立書を提出した人のうちから、意見の類似性等を考慮して名古屋市長が決定し、本人に通知します。

5 公聴会の運営方法

(1) 公述人が多数の場合は、一人あたりの発言時間を制限することがあります。

(2) 傍聴は原則自由です。ただし、会場の定員を超える場合は、先着順とします。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課